

令和 8 年第 9 回

荒川区教育委員会定例会

令和 8 年 5 月 8 日
於) 特別会議室

荒川区教育委員会

令和8年荒川区教育委員会第9回定例会

1	日 時	令和8年5月8日	午後2時00分
2	場 所	特別会議室	
3	出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	阿 部 忠 資 長 島 啓 記 八 木 敦 子 中 澤 礼 子 繫 田 雅 弘
4	出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 教育施設計画担当課長 学 務 課 長 指 導 室 長 登校・放課後サポート課長 教育センター所長 生 涯 学 習 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	菊 池 秀 幸 浦 田 寛 士 井 上 千 恵 福 木 妙 子 町 田 美 幸 塩 尻 浩 古 賀 一 高 三 田 典 子 加 瀬 優 大 大 西 寛 和 芦 川 貴 一 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 1 7 号 荒川区社会教育委員の委嘱について

議案第 1 8 号 荒川区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

(2) その他

○**教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和８年第９回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日、５名全員出席でございます。議事録の署名委員は、長島委員及び中澤委員にお願いいたします。

１月２３日開催の第２回定例会及び２月１３日開催の第３回定例会の議事録を事前にお送りしております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認していただき、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は審議事項が２件ございます。まず初めに、議案第１７号「荒川区社会教育委員の委嘱について」でございます。生涯学習課長から説明をお願いします。

○**生涯学習課長** それでは、議案第１７号「荒川区社会教育委員の委嘱について」につきまして御説明いたします。提案理由でございますが、社会教育委員の委嘱について、新規３名、再任１名、計４名を委嘱するため、提案するものでございます。

内容でございます。新規に委嘱する委員は３名で、学識経験者である大島英樹さん、学校教育関係者である奥秋直人さん、社会教育関係者である根田晃さんでございます。再任として委嘱する委員１名は、社会教育関係者である村井泰雄さんでございます。任期は、令和８年５月９日から令和１０年５月８日までの２年間でございます。

新規３名の委嘱については、濱上悦子委員、中條勉委員、猪瀬賢一委員が、本日で任期満了となることに伴いまして、代わりに委嘱するものでございます。また、村井泰雄委員につきましては、現在４期目となってございまして、引き続き再任していただきたいと考えてございます。なお、委嘱後の社会教育委員の構成は、記載のとおり８名体制でございます。

その他の委員につきましては、任期の満了日が最短でも令和９年１月のため、今回は４名の委嘱となっております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。

今回は３名の方が御退任されて、中学校長会会長はそのままお代わりになったからという感じですか。

○**生涯学習課長** 前回、猪瀬委員は小学校の校長会の会長でして、交互に、今回、中学校の校長会会長ということでお願いしております。

○**教育長** なるほど。交互でということなのですね。

中條委員が御退任ということで、根田さんが今回御就任されると。

大島先生につきましては、何かの御経歴というか社会教育関係ですとか、そういったものについて携わっていることは何かあるのでしょうか。

- 生涯学習課長 大島先生につきましては、大学で社会教育関係を専攻しております。また、現在の生涯学習センターで行っておりますコミュニティカレッジで講師を務めていただいているほか、前回、令和4年のときに生涯学習推進計画の策定に当たりまして、アドバイザーの委員としてやっていただいたということで、区の生涯学習についてかなり認識されている方でございます。
- 教育長 大島先生は、荒川区の生涯学習、社会教育関係に非常に携わってこられたということで、今後、荒川区学校教育ビジョンを改定いたしますけれども、生涯学習推進計画の改定というのはいつになるのですか。
- 生涯学習課長 令和9年度に、来年度の改定を予定しております。
- 教育長 学校教育ビジョンは8年度改定作業をして、9年度からということだったのでしょうか。
- 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 教育長 国のほうで定めている計画の中で、学校教育部門と社会教育部門の2つで、教育振興基本計画でしたか、要するに両計画が、2つあって初めて国の求めている計画の策定になるのでしょうか、学校教育ビジョンと、それから生涯学習推進計画の2つがしっかり計画として成り立っていないといけないと思うのですけれども、大島先生については、前回もいろいろとアドバイスいただいたところです。

この件については、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長 それでは、質疑を終了いたします。

議案第17号について意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長 討論を終了いたします。

議案第17号について異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長 異議ないものと認めます。

それでは、議案第17号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

次に、議案第18号「荒川区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」、教育総務課長から説明をお願いします。

- 教育総務課長 それでは、議案第18号「荒川区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」

につきまして、その背景となります国の動向を含めまして御説明申し上げます。

まず、今回の改正の大きな背景には、現在、国が進めておりますインターネットを正式な手段の手段として活用するといった見直しがありました。国におきましては、デジタル技術の進展に合わせて、これまで紙であります書面や対面が義務づけられていた慣習となっておりました、いわゆるアナログ規制につきまして、全国一斉に見直しているところでございます。その一環として、令和5年にデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されたところでございます。この法律の柱の1つに、掲示板への紙の貼り出し、いわゆる書面掲示をインターネットにおいても行えるようにするというのが主な項目となっております。

ここで、聞き慣れない言葉でございます公示送達と公告式という表記について補足をさせていただきます。まず、公示送達といえますのは、相手の住所が分からないなどの理由で書類を直接渡せない、お送りできない場合に、役所の掲示場にその内容を一定期間貼り出すことで、相手方に法的に書類が届いたとみなす手続きでございます。次に公告式でございますが、こちら新しいルール、今回の規則が決まった際に、それを区民の皆様に広く公表するための正式な手続を指します。繰り返しますけれども、役所の前にございます掲示場に、これまで紙で貼るという方法に限られておりましたが、国の法改正によりインターネットの活用が正式に認められることとなりました。これを受けまして、本区、荒川区におきましても、区全体のルールとして公告式条例が既に改正されているところでございます。

つきましては、本議案におきまして、教育委員会が発する規則におきましても、区の本体と足並みをそろえる形でデジタル化に対応するために御提案するものでございます。

前置きが大変長くなりましたけれども、今回の主な改正内容につきましては2点ございます。1点目につきましては、インターネットによる規則等の公布でございます。これまでの本庁舎前の掲示場への貼り出しに加えまして、今後は区のホームページにおいてインターネット上でも閲覧可能とするものでございます。例えば本案件のような規則の改正、それから今日の定例会のように、教育委員会定例会の開催通知、また、国政選挙、公職の選挙等で学校施設を投票所として使用する場合は御案内などといった事項につきまして、インターネット上におきましても確認できるようになるといった次第でございます。

2点目につきましては、その決定権者でございます教育長の署名方法に電子署名を追加することでございます。規則を公布する際には教育長の署名が必要でございます。従来は、印字されたものに押印するという形をとってございましたけれども、今後はデジタル上の署名も認めることで効率化を図るといったものでございます。

なお、施行期日は令和8年5月21日を予定してございます。こちらは国のシステムの準

備状況等を踏まえた施行日に合わせたものということで御了解を頂きたいと存じます。

雑駁でございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますでしょうか。

○**長島委員** よろしいですか。インターネットによる公布は分かりやすいと思うのですが、電子署名なのですが、これまでは印字、押印ということは、直筆ではなくても文字があって押印で、電子署名というときにどんなものかというのを教えてください。

○**教育総務課長** 電子署名というのは、電子化された契約書や重要な文書にデジタルで署名やサインをすることで、本人確認や内容の改ざん防止を保証する仕組みのことで、電子署名法に基づき適切に施された電子署名は紙の契約書と同等の法的効力を持つため、リモート環境やオンラインであっても安心して契約を結ぶことができます。また、暗号技術や電子証明書を活用しているため、万が一トラブルが発生したときも「誰がいつ署名したか」や「文書が改ざんされていないか」を正確に証明できる点が特徴でございます。

○**長島委員** そうですか。ありがとうございます。

○**教育長** そのほか何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** この件については、区の条例の改正に伴って教育委員会の規則も改正していきます、そういった流れでよろしいですね。

○**教育総務課長** そのとおりでございます。

○**教育長** それでは、この件については以上といたします。質疑を終了いたします。

議案第18号につきまして、意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** 討論を終了いたします。

議案第18号につきまして、異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** 異議ないものと認めます。

それでは、議案第18号「荒川区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定いたします。

次に、その他の報告事項ですが、教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますか。

○**教育総務課長** それでは、資料の11ページをお開きください。「令和8年度教育委員会の日

程」でございます。５月２２日、次回の教育委員会におきましては、別紙で、お手元に荒川区立峡田小学校、こちら御案内を含めたペーパーとなっておりますけれども、峡田小学校は増築をしております。また別途、峡田小学校の増築の工事概要等を示したクリップ留めの資料もお手元に御用意させていただいておりますが、給食を御試食いただいて、そして５校時の授業の視察を踏まえて、午後２時２０分から増設しました第二校舎の会議室のほうに御移動いただきまして、校長先生との意見交換を踏まえて定例会を開催していきたいと、こういった流れで御用意させていただいております。

つきましては、後ほど、どちらから御参加可能か、給食から可能か、視察から可能か、意見交換から可能か、それとも定例会からというところの状況をお聞かせいただければと存じます。

次に５月には運動会の日程も入ってきてございます。いろいろと事務局のほうから御連絡を差し上げて、今、集約をさせていただいているところでございます。御協力いただきましてどうもありがとうございます。

雑駁ですけれども、以上でございます。

○**教育長** 施設概要資料が配られているのですけれども、これについて簡単に説明していただけますか。

○**教育施設計画担当課長** では、簡単ですけれども説明させていただきます。荒川区立峡田小学校第二校舎といたしまして、令和８年４月１日から供用開始をしているものでございます。構造・規模、高さ等々につきましては記載のとおりでございまして、建築費用につきましては１９億８，１４４万円、設計費及び建築費の合計となっております。

項番２、経緯でございます。新規マンション建設等によりまして、児童数が増加してございます。また、３５人学級制の導入によりまして、表中にございますとおり普通教室数の不足が見込まれることになったため、校庭に増設校舎を建設したものでございます。最終的には、令和１７年度に２３学級になることを想定しておりまして、第二校舎、１２学級数を確保いたしましたので、最大２５学級まで普通教室を確保することが可能となりました。

項番３、設備概要につきましては、記載のとおりでございまして、１階が職員室、保健室、給食室、バリアフリースイレ。２階、３階が普通教室６室。４階については図書室、多目的室、にこすくルーム、学童クラブ室。屋上には屋上庭園を備えてございます。

おめくりいただきまして、２ページを御覧ください。工事等までの主な経過でございますけれども、峡田小学校につきましては、平成５年４月に第一峡田小学校と第八峡田小学校が統合されて、荒川区立峡田小学校が開校してございます。平成８年４月には、現在の本校舎に移転しております。この増設校舎が建った土地でございますけれども、平成２３年度・２

4年度に用地取得。校庭の南東側733平方メートルを取得したところに建てたものでございます。

項番2、工事等の経過につきましては、記載のとおりでございます。3ページ、4ページにつきましては、配置図、また詳細な平面図になりますので御覧いただければと存じます。

以上でございます。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますか。

今の用地取得の関係で言うと、この配置図を見ると、左下の第二校舎があるところ、線が引っ張ってありますね。運動場用地と。ここの部分を取得したということによろしいですか。

- 教育施設計画担当課長** この第二校舎の用地を取得したものです。運動場用地については、現状運動場になっているところです。

- 教育長** ありがとうございます。ですから、もともとの敷地としては、要するに運動場用地が狭まっていないと、そういう考え方でよろしいでしょうか。

- 教育施設計画担当課長** そのとおりでございます。

- 教育長** 児童数が増えている関係もあって、その運動場の用地でいいのかというのはあるものの、この用地を取得していたことで、第二校舎を建てる余地ができたみたいなイメージでしょうか。

- 教育施設計画担当課長** はい。

- 教育長** ありがとうございます。児童数が増えているので、もともとの運動用地ではなかなか難しい状況だったかもしれないですけども、増設校舎を建設するに当たっては一定の配慮ができていたと、そのような状況かと思います。

私も峡田小学校には何度も行っておりますけれども、そうはいっても運動用地自体そんなに広くないので、どうかなというのはありますが、この1枚目の参考のところにあります、学級数の実績また推計を見ても、今後20学級を超えるようなことも想定されるので、今のこの時点で増設校舎、第二校舎を建設することでしっかり対応していくという、そんな状況だろうと思います。

この増設校舎、第二校舎の中には、職員室、保健室、また給食室があって、学童クラブ室が入ってくるということなので、一定この第二校舎で先生方の居場所もあり、児童もいてという、そのような状況かと思うのですけれども、現在の第二校舎の運用の状況というのは分かりますか。

- 教育施設計画担当課長** 第二校舎の運用状況でございますけれども、学年といたしましては、2年生と4年生がこの普通教室で学んでいるという状況でございます。本校舎と増築校舎と交互に利用することで偏りがないようにといったところで、学校側で一定の配慮をしていた

だいている状況でございます。

- **教育長** 分かりました。また、委員の先生方に御視察いただいて、増設校舎の状況ですとか、2年生、4年生の活動状況ですとか、そういったところも見ていただければなと思います。
何か特段のものはありますか。平面図も載っていますので。もし気になるようなところがあれば。
- **長島委員** 配置図で、校舎の周りというか敷地の周りに、「ア」とか「コ」、「ズ」とか書いてあるのですけれども、これは何ですか。単純な好奇心なんですけど。
- **教育施設計画担当課長** こちら施設台帳から持ってきているものでございまして、塀があるとか、民家だとか、そういった記載になります。
- **長島委員** 何かなと思っただけです。
- **教育施設計画担当課長** ちょっと気になりますね。失礼いたしました。
- **教育長** 理屈が分かればということかなと思います。

ちょっと私のほうからまた質問ですが、学童クラブ、にこすくが入っているかと思います。それで、もともと峡田小ににこすくはありますが、学童クラブはどちらでやっているのですか。

- **登校・放課後サポート課長** もともとに峡田小に通っているお子さんは、近隣の峡田ふれあい館の中の学童クラブか、もしくは花の木ひろば館の中の学童クラブに通っていました。
- **教育長** 分かりました。そうすると、もちろん児童数が多くなってきているので確保できなくて、校内にはなかったところ、この第二校舎を建設することで校内に確保できると。そういった意味で大きなメリットがあるかと思います。

峡田ふれあい館とか、花の木ひろば館になると、やっぱり峡田小から通うには若干不便かなど。交通の安全上もあると思いますけれども、この第二校舎ができることで、にこすく・学童が一体としてこちらで活動ができるというのは、そういった意味では、児童の放課後の安全性にも寄与するかなと思います。

あと、ほかいかがでしょうか。

- **繁田委員** 参考に教えてほしいのですけれども、児童の数が、倍まではいかなくても、いずれは倍近く増える。そのときに教職員はどのくらい増やさないといけないのですか。児童の数に比率ではないかなと思うのです。
- **指導室長** 単純にいうと、クラス数になります。クラス数に応じた教員の配置になります。
- **繁田委員** それを考慮してこの職員室があるのですか。学童クラブ2よりも小さいですね。これで先生方の教材と提出物に埋もれてやるわけですね。というのは、根拠があるわけではないのですけれども、こんなに狭くて大丈夫なのかなと漠然と思ったのが感想です。

○**教育施設計画担当課長** 確かに御心配はもっともなのですが、こちらの職員室については、増築棟で、本校舎のほうに帰らなくていいように、ちょっとした事務作業等が休み時間にできるようにといったところも含めて配置しているものでございます。かつ、この職員室、フリーアドレス式というちょっと珍しいものになっております。今後の運用次第にもなってくるかと思うのですが、先生方が増える具合とデジタル化の具合を見ながら、また、職員室が容量として足りなくならないようにといったところは、引き続き注視していきたいと思っております。

○**繁田委員** ありがとうございます。

○**教育長** ありがとうございます。この件につきましてはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、この件につきましては以上といたします。

その他、何かあれば御意見等いただければと思いますが、特段よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、以上をもちまして、教育委員会令和8年第9回定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

—了—